

議 事 録

2016/10/25
全塾協議会事務局

全塾協議会規約第27条第1項に基づき、平成28年10月25日に開催された全塾協議会の議事録を公開する。

以下、議事の概要に続く。全2P		
2016/10/25 全協	議事概要記録	1/2頁
名称	平成28年10月期全塾協議会	
場所	三田キャンパス 南校舎 422教室	日時 平成28年10月25日 18:41～20:59
出席者	<p>事務局長,事務局次長</p> <p>文化団体連盟、体育会本部、全国慶應学生会連盟、全塾ゼミナール委員会、四谷自治会、芝学友会、福利厚生機関</p> <p>全塾協議会事務局 15名</p> <p>議案提出者 7名</p>	
出席者詳細	<p>事務局長 高井康佑 事務局次長 大西敬也 文化団体連盟:文化団体連盟三田本部常任委員会 委員長 宮本 体育会本部:体育会本部 主幹 代理 笠原敬太 全国慶應学生会連盟:全国慶應学生会連盟常任委員会 常任委員長 大庭集平 全塾ゼミナール委員会:全塾ゼミナール委員会 委員長 八木洋樹 四谷自治会:四谷自治会 会長 代理 外川貴望 芝学友会:芝学友会 会長 中込愛 福利厚生機関:福利厚生機関本部 代表 代理 高橋 慶志</p> <p>事務局:局長室長 北尾成美、広報部長 丹羽直也 他11名</p> <p>議案提出者: 体育会本部、全国慶應学生会連盟、應援指導部、慶早戦支援委員会、三田祭実行委員会、法学部法律学科ゼミナール委員会、共済部、全塾協議会事務局、選挙管理委員会、優勝準備委員会</p>	
次第		担当・議案提出者
	1,開会宣言	事務局次長 大西敬也
	2,事務局長挨拶	事務局長 高井康佑
	3,定足数確認	
	4,配布資料の確認	局長室長 北尾成美
	5,前回議事録の確認	
	6,議長の指名	
	7,議事録作成人の指名	全塾協議会 議長 大庭集平
	8,報告事項	
	(1)事務局報告	
	①事務局長報告	事務局長 高井康佑
	②総務部報告	総務部長 代理 小黒岳洋
	③財務部報告	財務部長 山崎孔敬
④広報部報告	広報部長 丹羽直也	
⑤企画部報告	企画部長 白岩萌子	
(2)その他		

2016/10/25 全協	議事概要記録		2/2頁
次第	9,協議事項		
	①体育会本部の自治会交付金特別支出承認申請	体育会本部 財務局 笠原敬太	
	②全国慶應学生会連盟の独自財源特別支出承認申請	全国慶應学生会連盟 常任委員長 大庭集平	
	③應援指導部の独自財源特別支出承認申請	應援指導部 チアリーディング部会計 藤波陽菜子 吹奏楽団会計 田邊ひより	
	④慶早戦支援委員会の独自財源特別支出承認申請	慶早戦支援委員会 財務 酒井利沙	
	⑤三田祭実行委員会の独自財源特別支出承認申請	三田祭実行委員会 財務局長 余村由菜	
	⑥法学部法律学科ゼミナール委員会の独自財源特別支出承認申請	法学部法律学科ゼミナール委員会 財務 稲毛春奈	
	⑦共済部の代交代承認申請	共済部 代表 田崎裕也	
	⑧共済部の独自財源特別支出承認申請	共済部 財務 中野佑哉	
	⑨平成28年度全塾協議会補正予算に係る審議	事務局長 高井康佑	
	⑩全塾協議会規約改正に係る審議	事務局長 高井康佑	
	⑪選挙管理委員会の選挙管理委員任命に係る審議	選挙管理委員会 委員長 高橋真彦	
	⑫優勝準備委員会の規約改正承認申請	優勝準備委員会 委員長 廣谷正	
	10,連絡事項		
①次回全塾協議会の日程	局長室長 北尾成美		
11,閉会宣言			
事務局長次長 大西敬也			
議決事項	内容		番号
	①体育会本部の特別支出承認申請	可決	69号
	②全国慶應学生会連盟の独自財源特別支出承認申請	可決	70号
	③應援指導部の独自財源特別支出承認申請	可決	71号
	④慶早戦支援委員会の独自財源特別支出承認申請	可決	72号
	⑤三田祭実行委員会の独自財源特別支出承認申請	可決	73号
	⑥法学部法律学科ゼミナール委員会の独自財源特別支出承認申請	可決(修正案)	74号
	⑦共済部の代交代承認申請	可決	75号
	⑧共済部の独自財源特別支出承認申請	可決	76号
	⑨平成28年度全塾協議会補正予算に係る審議	可決	77号
	⑩全塾協議会規約の改正に係る審議	可決(修正案)	78号
	全塾協議会監査規則の改正に係る審議	可決	79号
	全塾協議会特別委員会規則の改正に係る審議	可決	80号
	全塾協議会処分規則の改正に係る審議	可決(修正案)	81号
新規事業助成制度施行規則の改正に係る審議	可決	82号	
全塾協議会選挙規則の改正に係る審議	可決	83号	
⑪選挙管理委員会の選挙管理委員任命に係る審議	可決	84号	
⑫優勝準備委員会の規約改正承認申請	可決	85号	

平成28年11月7日 議事録作成

議事録作成人 全塾協議会事務局 小松 祥也 印

この議事録が正確であることを証する。

全塾協議会事務局長 高井 康佑 印

全塾協議会事務局次長 大西 敬也 印

全塾協議会 議長 大庭 集平 印

以下、議事の詳細に続く。全3P		
2016/10/25 全協	議事詳細記録	1/3頁
次第	内容(詳細)	
1,開会宣言	事務局次長 大西敬也が開会を宣し、事務局長 高井康佑の挨拶の後、局長室長 北尾成美より定足数を満たしたことが発表され、本会の成立が確認された。	
2,事務局長挨拶		
3,定足数確認		
4,配布資料確認	局長室長 北尾成美が、既に配布された資料の確認を行なった。	
5,前回議事録の確認		
6,議長の指名	局長室長 北尾成美は、全塾協議会規約第16条に基づき議長の選任方法を諮ったところ、満場一致を以って全国慶應学生会連盟委員会常任委員長 大庭集平が議長に選任された。	
7,議事録作成人の指名	議長は、議事録作成人として事務局総務部を指名し、上部団体の賛成を得た。	
8,報告事項	<p>(1)事務局からの業務報告</p> <p>①事務局長報告 二名の休局処分を行ったことを報告した。</p> <p>②総務部報告 所属団体へ登記の協力を要請した旨を報告した。</p> <p>③財務部報告 予算執行計画書の提出を要請した旨、財務管理手引きの改正を進めている旨を報告した。</p> <p>④広報部報告 各キャンパスの学園祭パンフレットに全塾協議会の宣伝を掲載する旨、及び全塾協議会ウェブサイトにて全塾協議会規約改正の草案を掲載した旨を報告した。</p> <p>⑤企画部報告 全塾協議会の成り立ちなどの歴史を明らかにしていること、所属団体へのヒアリングを引き続き実施していることを報告した。</p>	
9,協議事項	<p>(1)体育会本部の自治会交付金特別支出承認申請 体育会本部より、自治会交付金特別支出承認申請が上程された。その内容は自治会交付金より、①LEAP活動における切手の購入代として4,100円(内訳82円×50枚)の特別支出承認申請が上程された。事務局長より、先月も同様の事後申請があったがなぜかと質問があり、担当者はこの出費は毎月のものであるが部間の連携がうまくいかず事後申請になってしまったと回答した。全塾協議会はこれを全会一致で可決し、事務局長高井康佑は本決議を承認した。</p> <p>(2)全国慶應学生会連盟の独自財源特別支出承認申請 全国慶應学生会連盟より独自財源特別支出承認申請が上程された。その内容は①三田祭期間中のウィークリーマンションの賃貸費用(7日分)50,400円②三田祭出店学生会補助費120,000円(15,000×8学生会)③渉外校接待費40,000円である。①の申請は事後申請であった。②は昨年度より額が増えているが利益の10%を各学生会から徴収しているため増額してバランスの調整を図ったと説明した。事務局長が③の増額理由について質問をすると担当者は招待する大学の数が昨年の20から35に増えたためであるとし、今後も増やしていきたいとの方針を述べた。全塾協議会はこれを全会一致で可決し、事務局長高井康佑は本決議を承認した。</p> <p>(3)應援指導部の独自財源特別支出承認申請 應援指導部より独自財源特別支出承認申請が上程された。その内容はチアリーディング部が①差し入れのお礼状に使用するはがき代4,108円(52円×79)②OG会飲食費7,664円(飲み物代4,000円、お菓子代3,664円)③8~12月分のコーチ代840,000円(12,000円×60回 15,000円×8回)であった。次に吹奏楽団が①9月分のコピーカード代(譜面印刷に使用、9月10日支払)5,000円②9月分のコピーカード代(譜面印刷に使用、9月23日支払)10,000円③コーチ代20,000円(1回)であった。チアリーディング部の②と③、吹奏楽団の①と②は事後申請であった。事務局長のOBOG会は毎年行っているのかという問いに対して担当者は毎年行っているが規模は年によって変動するので予測が立たなかったとのことであった。全塾協議会はこれを全会一致で可決し、事務局長高井康佑は本決議を承認した。</p>	

<p>2016/10/25 全協</p>	<p>議事詳細記録 2/3頁</p>
<p>9,協議事項</p>	<p>(4)慶早戦支援委員会の独自財源特別支出承認申請 慶早戦支援委員会より独自財源特別支出承認申請が上程された。その内容は①非三田在籍部員が、三田キャンパスへの通信教育生向け応援席券販売に向かうための片道交通費 8,900円②非三田在籍部員が、三田キャンパスでの秋季慶早戦山食納会に向かうための片道交通費8,900円③非日吉在籍部員が、野球部下田寮における応援席券受け取りミーティング・決算ミーティング・販売促進活動としてのインタビューに向かうための片道交通費2,520円④非 SFC 在籍部員が、SFC キャンパスでの販売に向かうための往復交通費2,040円である。事務局次長の片道のみ負担する理由を問われ、担当者は活動後の行動は個人で異なるからであると回答した。事務局長から、これまで腕章代に充ててきた自治会費を交通費に充てることを再度、担当者に確認した。全塾協議会はこれを全会一致で可決し、事務局長高井康佑は本決議を承認した。</p> <p>(5)三田祭実行委員会の独自財源特別支出承認申請 三田祭実行委員会より独自財源特別支出承認申請が上程された。その内容は①ゲストへのケータリング費14,000円(1,000円×14人)、②三田祭期間中の委員、音響サービス員、業者の弁当代2,200,000円、③委員および音響サービスの宿泊代370,000円(430円×849人)④三田祭期間中の委員の寝具代397,600円(2,600円×151+配送料 5,000円)である。事務局次長の弁当代は何日分のものかという質問があり、担当者は準備日2日・本祭4日・片づけ日1日の計7日分であると回答した。また弁当は委員183人、音響サービス35人の約220人分であることも説明がなされた。全塾協議会はこれを全会一致で可決し、事務局長高井康佑は本決議を承認した。</p> <p>(6)法学部法律学科ゼミナール委員会の自治会費交付金特別支出承認申請 法学部法律学科ゼミナール委員会より独自財源特別支出承認申請が上程された。その内容は①ソフトボール大会における景品代60,000円(10,000円×4+20,000円×1)②交通費11,820円③初団体への支出が73,000円(主に法律学連盟に対して)である。交通費に関しては他にも提出の遅れている部員が10人いること、和田俊憲研究会に代表で討論会に出場してもらった際、昼食時代を負担した旨が説明がされた。事務局次長の交通費の全員分の提出はいつごろになりそうかという質問に、担当者は一週間程度だと回答した。事務局長が申請書の書き方について改善を求めた。全塾協議会は②を除いてこれを全会一致で可決し、事務局長高井康佑は本決議を一部承認した。②については完全なものができるまで保留となった。</p> <p>(7)共済部の交代承認申請 共済部より交代承認申請が上程された。内容は代表田崎裕也氏らの退任に伴う、新代表能勢達也氏らの任用である。全塾協議会はこれを全会一致で可決し、事務局長 高井康佑は本決議を承認した。</p> <p>(8)共済部の独自財源特別支出承認申請 共済部より独自財源特別支出承認申請が上程された。その内容は事務員に対する報酬①53,400円(11月分) ②48,950円(12月分)である。事務局長から支払い方法はどのようになっているかという質問があり担当者は振り込みで行い、手渡しした分は領収書を書いたと回答した。全塾協議会はこれを全会一致で可決し、事務局長 高井康佑は本決議を承認した。</p> <p>(9)平成 28 年度全塾協議会補正予算に係る審議 事務局長より平成 28 年度全塾協議会補正予算に係る審議 が上程された。まず事務局長から応援指導部吹奏楽団に対して杉山コーチへの合宿費の振り込みが完了しているかどうかの確認は取れたかという質問があった。これに対し担当者は確認は取れたが今回は書類の持参を忘れたと回答した。事務局長は応援指導部に対して、領収証等の書類がない交付金からの支出は認められないと述べ、独自財源からの立替を引き続き求めた。次に事務局長により塾生会館運営委員会、秋祭実行委員会に関しては問題が残されているが本議会前に進展がなかったこと、11月期の議会において解決しなかった場合交付金の交付は見送りまたは次代の議会に一任する旨を述べた。事務局長より、今後は財務担当者が議会の場で申請内容を説明できない場合、事前に事務局への説明がない限り、申請を決議しない方針で進めていくことを提案し、それに対して議員は同意した。</p> <p>(10)全塾協議会規約の改正に係る審議 事務局長により全塾協議会規約改正に係る審議が上程された。今回の議会で審議された改正案は全塾協議会規約とそれに付随する全塾協議会監査規則、全塾協議会財務会計規則、全塾協議会処分規則、全塾協議会特別委員会規則、新規助成金制度施行規則、全塾協議会選挙規則である。これらに対して事務局長から公募した意見を反映させたものを改正案として提出していること、「行なう」という表現は「行う」に統一することが述べられた。</p>

<p>2016/10/25 全協</p>	<p>議事詳細記録 3/3頁</p>
<p>9,協議事項</p>	<p>①全塾協議会規約の改正に係る審議 改正案に対して全国慶應学生会連盟(議長)から塾生代表に立候補した場合、どの段階まで所属団体の代表でいることが可能か、という質問が挙がり事務局長は当選が確定してからの退任で構わないと述べた。続いて、出席者より全塾協議会規約52条は監査の放棄の可能性も残しているが構わないのか、という質問が挙がりこれに対し事務局長は、監査とは全塾協議会の透明性を保つことが目標であり継続の判断は後任の判断に委ねるつもりだと述べた。これに対し議長から監査の廃止は交付金配分とは関係がないということかという質問があり事務局長は、自身は全塾協議会の信頼性を得る手段の一つとして捉えていると答えた。これらに対し全塾ゼミナール委員会は全塾協議会は企業とは異なる大学という組織に属しているため、学生が様々なことを試みるため、規約で縛る必要はないのではないかと述べた。事務局長は自身の考えを今回の改正に際し最善を尽くしたがこれから不備が生じる可能性はゼロではないので、今後の改正に際し選挙などの過程は設けないつもりとした。全塾ゼミナール委員会はこれに賛成の意を述べ、議長はデメリットについては検討の余地があるが塾生代表の設置という大きな変化もあるので漸次変更できるようにしておくことは重要であると述べた。事務局長より前文の「行なう」を「行う」と修正がなされた。 全塾協議会は修正案を承認したうえで、これらを全会一致で可決し、事務局長高井康佑は本決議を承認した。</p> <p>②全塾協議会財務会計規則の改正に係る審議 議長より、財務会計規則に関しては各所属団体の財務にも確認を取る必要があると提言がなされた。次回議会までに各団体意見をまとめ、再度審議を行うこととした。</p> <p>③全塾協議会監査規則の改正に係る審議 事務局長より、9条3項について監査時において交付金の二次分配を行う団体は傘下団体の決算書類等を提出することを明記したものと説明がなされた。 全塾協議会はこれを全会一致で可決し、事務局長 高井康佑は本決議を承認した。</p> <p>④全塾協議会特別委員会規則の改正に係る審議 事務局長より新規則では特別委員会の定義を変更することが説明された。常設組織である所属団体と異なり、特別委員会を特定の事業を遂行する短期的な組織に限定した。これにより、優勝準備委員会を新たに特別委員会とみなすことが説明された。 全塾協議会はこれを全会一致で可決し、事務局長高井康佑は本決議を承認した。</p> <p>⑤全塾協議会処分規則の改正に係る審議 処分規則11条に関して、事務局長から次のように説明がなされた。11条2項について、団体の健全性を確保するための柔軟な処分を実行するために新たに設けたと述べた。一方で、処分規則では処分審査会は諮問機関として最高意思決定機関である議会に処分内容を提案することで、処分内容を制限し議会の権力暴走を抑制するが、11条2項により処分内容を無制限にし議会の暴走を生じる危険性もあると述べた。全塾ゼミナール委員会から処分を避けるために全塾協議会を脱退するのは認めるのか、という質問があり事務局長は全塾協議会の他に大学から公認を受けていれば存続は可能だと回答した。しかし全塾協議会所属団体は全塾協議会の公認をもって大学の公認を受けているので、全塾協議会を抜けた場合大学の公認も取り消されることが確認された。体育会本部より停止処分の期間はいつまでか、という質問があり事務局長は同規則13条より実質無期限処分も可能であると述べた。加えて13条内の漢数字は数字に変更すると述べた。 全塾協議会は修正案を全会一致で可決し、事務局長高井康佑は本決議を承認した。</p> <p>⑥新規助成金制度施行規則の改正に係る審議 事務局長より、関連する諸規則との文言統一を行ったと説明がなされた。 全塾協議会はこれを全会一致で可決し、事務局長高井康佑は本決議を承認した。</p> <p>⑦全塾協議会選挙規則の改正に係る審議 事務局長より、塾生代表設置に伴う文言統一を行ったと説明がなされた。 全塾協議会はこれを全会一致で可決し、事務局長高井康佑は本決議を承認した。</p> <p>(11)選挙管理委員会の選挙管理委員任命に係る審議 選挙管理委員会により選挙管理委員任命に係る審議が上程された。その内容は副委員長木島隆博氏をはじめとする19名の選挙管理委員の任用である。 全塾協議会はこれを全会一致で可決し、事務局長 高井康佑は本決議を承認した。</p> <p>(12)優勝準備委員会の規約改正承認申請 優勝準備委員会により規約改正承認申請が上程された。これに際し事務局長より優勝準備委員会の引継ぎ業務は全塾協議会事務局により行われることが述べられた。 全塾協議会はこれを全会一致で可決し、事務局長 高井康佑は本決議を承認した。</p>
<p>10,連絡事項</p>	<p>(1)次回全塾協議会の日程 事務局長 高井康佑は、全塾協議会規約第19条に基づき次回全塾協議会日程について諮ったところ、満場一致を以って、次回全塾協議会を平成28年11月22日に開催することを決定した。</p>
<p>11,閉会宣言</p>	<p>事務局長次長 大西敬也 が閉会を宣し、20:59に閉会した。</p>